

リハビリデイサービス陽だまり村 運営規定(地域密着型通所介護・介護予防通所介護・総合事業)

(事業の目的)

第1条 株式会社 HIDAMARI が開設するリハビリデイサービス陽だまり村(以下「事業所」という)が行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業者(以下「地域密着型通所介護従業者及び介護予防通所介護・総合事業従業者」という)が、利用する要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業を提供することを目的とする。

第2条 事業所の地域密着型通所介護及び介護予防通所介護・総合事業従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立し日常生活を営むことができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2項 事業実施に当たっては、関係自治体、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 リハビリデイサービス 陽だまり村

所在地 東京都あきる野市野辺 578-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする、

① 管理者 1人

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

地域密着型通所介護従業者は、指定通所介護及び業務の官営を一元的に行う。

・生活相談員 営業日ごとにサービスの提供時間を通じて専従で1人以上

生活相談員は、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の利用申込にかかる調整通所介護計画の作成等を行う。また利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

・機能訓練指導員 営業日ごとに専従で1人以上

機能訓練指導員は利用者に対して適切な運動プログラムを作成し、管理・指導を行う。

・看護職員 営業日ごとに専従で1人以上

看護職員は利用者の健康状態を常に把握して安全にリハビリが出来るように見守る。

・介護職員 営業日ごとに専従で2人以上

介護職員は利用者のリハビリの状態を常にチェックして記録し計画書に反映させる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

① 営業日 月曜日から土曜日(年末年始、祝祭日を除く)

営業時間 午前 8:30 から午後 5:15

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、以下の通りとする。

① サービス提供時間帯 午前 9:00 から午後 0:00 (送迎時間を除く)16名

② サービス提供時間帯 午後 1:30 から午後 4:30 (送迎時間を除く)16名

(指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の提供方法、内容)

第7条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。但し、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に挙げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

2 項 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

・ 排泄の介助。移動・移乗の介助。養護、その他必要な身体の介護。

3 項 運動器の機能向上訓練に関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活をおくることができるよう、運動器の機能向上訓練を実施する、これらの活動を通じて日常生活動作能力の向上による心身機能の維持・向上、自身の回復や情緒安定を図る。

・ マシンによる筋カトレーニング、平行棒、ストレッチマットでの体操。

4 項 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

・ 送迎、移動、移乗動作の介助

5 項 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(個人情報の保護)

第8条 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 項 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

- 第9条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅支援事業者等が開催するサービスの利用状況の把握に努める。
- 2項 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望のあった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3項 正当な理由なく指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の提供を拒まない。但し、通常の事業実施地域等に勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第10条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、援助計画を作成する。又、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
- 2項 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3項 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

- 第11条 地域密着型通所介護従事者及び介護予防通所介護・総合事業従事者は、地域密着型指定通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業を提供した際には、その提供日・内容・当該指定通所介護及び介護予防通所介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規定により、利用者にかわって支払を受ける保健給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用料等及び支払の方法)

- 第12条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防介護・総合事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割、3割とする。
- 2項 第1項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で支払に関する同意を得る。
- 3項 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業の利用者は、事業所が定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第13条 通常の事業の実施地域はあきる野市、日の出町、羽村市とする。

(契約書の作成)

- 第14条 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護・総合事業の提供を開始するにあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について、利用者には契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 地域密着型通所介護従事者及び介護予防通所介護・総合事業従事者は、地域密着型指定通所介護及び介護予防通所介護・総合事業を実施中に利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2項 地域密着型指定通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第16条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護・総合事業事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者 管理者

防火責任者 年1回

防災訓練 年1回

避難訓練 年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第17条 通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2項 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第18条 利用者は機能訓練室等を利用する場合は、職員立ち合いのもので使用すること、また、体調は思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため、担当者を置き、事業関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 従業員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

1, 採用時研修時 採用後3ヵ月以内

2, 継続研修 年1回以上

2項 事業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。また従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する為、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3項 指定通所介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

4項 リハビリデイサービス陽だまり村は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調査書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

5項 この規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 HIDAMARI とリハビリデイサービス陽だまり村の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則 この規定は、令和7年4月1日から施行する。